

平成 21年 5月20日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730030

研究課題名（和文）旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の終焉と国際刑事法に与えた影響

研究課題名（英文）The Completion of the International Criminal Tribunal of Yugoslavia and its Effect on International Criminal Law

研究代表者

稲角 光恵（INAZUMI MITSUE）

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：60313623

研究成果の概要：

本研究では旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の意義を明らかにするため、ICTYの閉廷計画の検証を行いつつ、ICTYが他の裁判機関に与えた影響を分析した。その結果、国際司法裁判所（ICJ）は集団殺害犯罪の有無の判断ではICTYに依存しつつ、国家責任の行為の帰属性の判断ではICTYの法理を退けたことが判明した。また、ICTYが閉廷のために導入した事件委託制度を分析し、ICTYと国家の国内裁判所との管轄権間の関係を明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	150,000	1,650,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際公法、旧ユーゴ国際刑事裁判所、ICTY、国際刑事法、人道に対する罪

1. 研究開始当初の背景

< ICTY の設立と国際刑事裁判制度の発展 >

「1991年以降に旧ユーゴスラビア領域で侵された国際人道法の重大な違反に責任を有する者を訴追するための国際裁判所」（通称、旧ユーゴ国際刑事裁判所、以下、ICTY）は、1990年代前半に旧ユーゴスラビアの解体に伴う闘争の過程で犯された戦争犯罪や人道に対する犯罪といった重大な国際法上の犯罪について個人の刑事責任を追及する国連の機関である。ICTYは1993年に国連安全保

障理事会決議により設立され、設立当時から国際刑事法の躍進をもたらすであろうと評価されていた。その期待どおりにICTYは、その後のルワンダ国際刑事裁判所や常設的な国際刑事裁判所（ICC）、東チモールやシエラレオネなど特定地域を対象とする特別法廷の誕生を導き、国際刑事裁判制度の潮流を築いたといえる。しかし、この急激な国際刑事法の発展の把握に追われ、ICTYの意義と影響を見直す作業はあまり行われていない状況にある。ICTYが活動を開始してから10年以上の年月が経ち、数々の判例が他の裁判所

においてもしばしば援用され、その影響力は多大であることから、ICTY の再評価が必要とされていた。

< 進行中の事件 >

また、研究開始当初の 2006 年には ICTY を象徴する最大の事件であるミロシェビッチ事件が未完了であったように、最も責任が重大であると考えられていた者達の事件処理が 2006 年以降に行われる予定であったことから、ICTY の判例を整理するとともに進行中の事件も注視されるのであった。これら判例を含めた ICTY の活動全体を概括し、ICTY の意義を再度確認することが求められていると考える。

< 閉廷作業への関心 >

ICTY は安保理により承認された「Completion Strategy」と称される閉廷計画に基づき、2008 年にすべての事件の第 1 審裁判段階での処理を終了し、2010 年にすべての業務を終了して閉廷することが既に決定されていた。ICTY に限らず、同じく安保理決議により設立されたルワンダ国際刑事裁判所も ICTY を模範として閉廷する予定である。また、他の国際的な刑事裁判機関も、特定の紛争中に犯された犯罪を対象とするなど管轄権が制限された裁判所である場合にはいつかその任務を完了して閉廷することが想定されている。ICTY の閉廷作業とそこから生じる問題は、常設性を持たない国際的裁判機関が今後面する問題として注目されているのであった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ICTY の閉廷計画を分析しつつ、ICTY が国際刑事法に与えた影響を、特に他の国際的な裁判機関に与えた影響に注目して検証することにより、ICTY の意義を再確認することにある。

< ICTY の閉廷計画の検証 >

上述のように ICTY は 2008 年にすべての事件の第 1 審裁判段階での処理を終了し、2010 年にすべての業務を終了して閉廷することが安保理により決定されている。この閉廷計画の概要と、実際に ICTY の閉廷作業を検証する。この閉廷過程が他の特別法廷により参考とされることは疑いなく、閉廷に合わせてどのような問題が生じているのか関心を集めている。

< 国際刑事法に与えた ICTY の影響 >

閉廷を間近に控え、ICTY が国際法学、特に国際刑事法、国際人道法、国際人権法に与えた影響についての最終的な評価が求めら

れる。本研究では、ICTY の設立の意義にとどまらず、設立後の活動全体を見据えて ICTY の存在及び活動の最終的な評価を試みる。

< 他の国際裁判機関に与えた影響 >

本研究の目的は ICTY の閉廷作業を概括し、終焉に向かう ICTY を国際刑事法の発展全体を視野において位置づけ直すことにあった。ICTY が作り出した法は後続の国際法廷にどのような影響を与えたか検証し、現代の潮流をつくり出した ICTY を国際刑事法の発展全体から再評価し、その活動と判例が国際刑事法の形成に果たした役割及を検証することにより、国際刑事法の発展の様相を明らかにすることを意図している。ICTY が判例や手続を通じて示した法理・原則は、他の裁判所にいかに引き継がれたのか、又は覆されたのか。ルワンダ国際刑事裁判所や ICC といった国際的な刑事裁判機関のみならず、他分野の国際裁判機関や、各国の国内裁判所にどのような影響を与えているのか。ICTY の影響についての考察は、複数の裁判機関が存在する現代において、それら裁判機関間の管轄権の関係や相互の影響を明らかにする一助ともなる。

3. 研究の方法

< 調査の対象 >

ICTY の閉廷計画の検証では、ICTY から安保理に定期的に提出される閉廷計画実施報告書を主たる資料として、他の年次報告書に加えて裁判所長及び検察官が作成した報告書など、公式文書を中心として収集し精読した。また、ICTY が国際刑事法に与えた影響の検証は、ICTY の判例分析を行うとともに、ICTY の判例を援用している他の裁判機関による判例も検討した。全体を通じて国内外の論文・著書を網羅することを試みたことはいうまでもない。

また、閉廷計画の検証を行う上では理論的な問題のみならず実務的な問題も明らかにするため、現地で ICTY の検察官や職員から聞き取りを行った。

< ICTY を評価する上での視点 >

ICTY が国際刑事法に与えた影響を検証するために、その活動及び判例を検討した。活動と判例の検証を行うにあたり、その意義を 3 つに分けて考えた。第 1 に、ICTY 特有の問題に関する事項、第 2 に地域的限定のある他の国際裁判機関に共通して適用される法及び法解釈、第 3 に ICTY 又は地域的国際裁判機関、ICC 又は国内裁判所など、裁判機関の別に限らず、普遍的に適用可能な法及び法解釈の確立である。国際刑事法の形成におい

ては、特に第3のものが重要である。これら区別は複数の裁判管轄権の競合により複雑化する刑事裁判体制における位置付けを明確にし、国際法の適用及び執行が分権化する現状を意識しながらも統一的な国際刑事法の存在を探るためである。

< 研究年度別の研究過程 >

研究初年度の2006年には、第1にICTYに関する既存の評価を整理し分析することと、第2にICTYの活動及び判例の全体を掌握することの2点に重点を置いて研究を行った。ICTYの年次報告書及び判決文といった裁判所の公式文書、その他の国際文書(国連相関及び安保理並びにその他の国連機関の決定などICTYの評価に関わる文書)並びに学者及び実務家によるICTYの既存の評価を整理した。

2007年度には、ICTYの閉廷計画の概要を明確にし、国際組織としてのICTYが抱える問題点についても検証する作業を進めた。また、閉廷計画の一環として行われている旧ユーゴ領域の国内裁判所への事件の移譲態様を見るため、Kovacebic氏のセルビア共和国への移送、及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ裁判所によるStankovic被告人の有罪判決など、ICTY手続証拠規則第11の2に基づく手続の進行を合わせて研究した。

また、2007年度は、ドイツの学会にて国際刑事裁判所に関する情報収集を行い、ハーグのICTYを訪問して調査を行った。特に2007年度はICTYが国際裁判制度に与えた影響を検証するという研究目的に基づき、2007年2月に国際司法裁判所(ICJ)が下したジェノサイド条約適用事件判決を素材として、ICTYの判断及び活動がいかに他の裁判機関に影響を与えているか考察することに専念した。

研究最終年度の2008年度は、閉廷計画に基づけば第1審裁判部での事件処理をすべて終了させる年であった。そこでICTYの閉廷計画の概要を再確認したうえで、閉廷計画が予定どおりに進行しているか検証を行い、計画と現状に乖離がある場合には、その原因と問題点を明らかにすることを試みた。

また研究最終年度にはICTYの最終的評価を行うべく、ICTYが他の裁判所に与えた影響の中でも特に国内裁判所の管轄権に与える影響を検証した。閉廷計画の一環として行われている旧ユーゴ領域の国内裁判所への事件委託の態様を見るため、昨年に引き続きKovacebic事件のセルビア共和国への移送、及びボスニア・ヘルツェゴヴィナ裁判所によるStankovic被告人の有罪判決など、ICTY手続規則第11の2に基づく手続の進行を整理して考察した。この考察によりICTYと国内裁判所との関係を明らかにした。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、2本の論文にまとめて「金沢法学」に発表した。特に2007年度の研究成果をまとめた「国際司法裁判所(ICJ)と旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)との交錯 ジェノサイド条約適用事件」と題する論文は、ICJの判例分析としても他を先んじるものであり、迅速な研究成果の発表により学界に貢献したと考える。

< ICTYの判例の影響 >

概ね研究計画に基づき研究を進めることができたが、ミロシェビッチ被告の病死と事件終了とともにICTYにおける裁判予定が大きく変わったため、研究計画の変更を迫れた部分がある。同被告に関わる事件はICTYを象徴する事件であったが、予定されていた同事件判決を中心としてICTYの最終的な評価を試みることは困難となった。しかし象徴的事件が判決なく終了したことは、閉廷間近なICTYを総合的に評価する上で、本研究のようにICTYが扱う他の事件が国際刑事法に与えた影響を分析し研究を進める意義が高まったとも言える。その意味では、ICTYの最初の事件であったタジッチ事件やその他の事件の再評価とこれら事件が国際刑事法に与えた影響がますます重視されることを明らかにした。

< ICTYの活動の成果 >

ICTYの活動の最大の成果は、国際人道法の執行において貴重な先例を生み出したこと、及び旧ユーゴスラビア地域に平和と安定をもたらしたことにある。ICTYの判例は国際刑事法の発展と明確化に貢献している。例えば、国際武力紛争の存在認定や、保護対象者の定義を行った判例は1949年ジュネーヴ諸条約の重大な違反の犯罪構成要件を拡大したと解される。拷問の禁止や性的暴力が国際法上の犯罪を構成しうることを明確にしたことや、国際紛争や非国際紛争に適用可能な戦争法規及び慣習の違いを縮めたと評される。また、ICTYは刑事訴訟法においても証人保護措置の充実化などの発展をもたらした。また、法廷設備などの面でも他の裁判所の模範とされている。

< ICTYが国際司法裁判所(ICJ)に与えた影響 >

2007年2月に国際司法裁判所(ICJ)が下したジェノサイド条約適用事件判決を、ICTYとICJの管轄権の競合という視点と、ICTYの与えた影響という視点から分析した。旧ユーゴのボスニア・ヘルツェゴヴィナにおけ

る集団殺害犯罪の発生有無及び責任の所在について審理する点で、審理対象の領域と犯罪についてICTYとICJの管轄権が競合した事例であるが、ICJは集団殺害犯罪の有無の判断においてはICTYによる証拠認定に大きく依存した判断を下したことがわかった。このようにICTYの各種決定や活動が重視された反面、犯罪行為が国家の行為とみなしうるか否かの帰属性の判断においては、ICTYの判断がICJによって退けられている。ICTYがタジッチ事件にて判示した「全般的支配」基準ではなく、ニカラグア事件でICJ自身が展開した「実効的支配」基準をICJは採用し、セルビアへの行為の帰属性を否定したのである。

ここで考察したICTYとICJの判断の交錯は、異なる分野の問題を扱う司法機関による法解釈と適用における統一性及び一貫性の点で熟考を促すものであった。このICTYとICJの判断の関係に関する研究は、「国際司法裁判所（ICJ）と旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）との交錯 ジェノサイド条約適用事件」と題して金沢法学第50巻2号に発表した。

< ICTY の閉廷計画の検証 >

研究最終年には、前2年間で得た資料の分析を本格的に進め、成果を論文として金沢法学第51巻1号に発表した。まずICTYの閉廷計画の全体像を明らかにしたうえで、2008年末までに第1審裁判部での裁判をすべて終了し2010年までにすべての業務を完了するという閉廷計画が予定どおりに進行していない現状とその理由を分析した。次に、閉廷期限の遵守を達成する方策として期待されている事件委託の制度の検証を行った。

< 事件委託制度を通じた ICTY と国内裁判所との関係の考察 >

事件委託制度とは、ICTYで起訴した事件を一定の条件を満たすことを条件として各国の国内裁判所に訴追裁判を委託する制度である。国内裁判所に裁判の実施を委ねる事件委託制度は、特に旧ユーゴスラビア紛争地域の諸国において適正な態様で裁判を実施しうる司法制度を構築する必要性を再認識させ、ICTYをはじめとする国際社会の支援を促す効果があった。他方で、起訴を通じて一度はその優越的な管轄権を行使したICTYが管轄権の行使を放棄するに等しい当該制度の積極的活用を目標とすることには、司法制度の安定性と一貫性の希求に矛盾しかねず、被告人の不利益も考えるならば疑問が残るなど、問題点もあることが分析から明らかになった。

また、事件委託の制度は、国際刑事裁判機関と国内裁判所との競合管轄権間の関係に

関する一般的ルールにも示唆を与えている。この事件委託制度に基づき、犯罪の重大性と被告人の責任の重大性に加えて、被疑者との近接性、公正な裁判や死刑の不適用といった要件が判断基準とされている点が明らかになった。これは単にICTYと国内裁判所との垂直的な関係を維持する目的ではなく、被告人の人権並びに裁判の基本的な資質としての公平性及び適正手続を国際社会が重視していることを象徴する。

閉廷を間近とし、ICTYに対する最終評価を試みる論文が今後多く発表されることであるが、それらに先んじて研究成果を発表することができ、大いに成果ある研究であったと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

稲角光恵「旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）の閉廷計画と国家への事件委託」金沢法学 51 巻 1 号、13-53 頁、2008 年、査読無

稲角光恵「国際司法裁判所（ICJ）と旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）との交錯 ジェノサイド条約適用事件」金沢法学 50 巻 2 号、17-50 頁、2008 年、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

稲角 光恵 (INAZUMI MITSUE)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：60313623

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し